

県独自基準

省令		県独自基準(条例)
特別養護老人ホームの設備		
次の1～16の設備が義務付けられ、3の食堂と11の機能訓練室は兼用可 1 居室 2 静養室（ユニット型においては規定なし） 3 食堂（ユニット型においては共同生活室） 4 浴室 5 洗面設備 6 便所 7 医務室 8 調理室 9 介護職員室（ユニット型においては規定なし） 10 看護職員室（ユニット型においては規定なし） 11 機能訓練室（ユニット型においては規定なし） 12 面談室（ユニット型においては規定なし） 13 洗濯室又は洗濯場 14 汚物処理室 15 介護材料室 16 事務室その他		業務に支障のない範囲で、9の介護職員室と10の看護職員室を同一の場所とすることを可とする
特別養護老人ホームの居室定員		
広域従来型		4人以下とする
広域ユニット型	すべての類型において1人（サービス提供上必要な場合は2人） ※H25.3.31まで従来型は4人まで可	省令どおり
地域密着従来型		4人以下とする
地域密着ユニット型		省令どおり
特別養護老人ホームの廊下の幅員		
広域従来型	中廊下 2.7m以上 片廊下 1.8m以上 緩和規定なし	中廊下 2.7m以上(1.8m) 片廊下 1.8m以上(1.5m) 廊下の一部の拡幅により円滑な往来に支障ない場合はカッコ内数値でも可 ※広域ユニットの規定と同様とする
広域ユニット型	中廊下 2.7m以上(1.8m) 片廊下 1.8m以上(1.5m) 廊下の一部の拡幅により円滑な往来に支障ない場合はカッコ内数値でも可	省令どおり
特別養護老人ホーム・養護老人ホームにおける入浴回数		
広域・地域密着従来型	週2回以上の入浴又は清拭	清潔を維持し快適な生活を営めるよう週2回以上の入浴の機会を提供、やむを得ない場合は清拭をもって代えることも可とする
広域・地域密着ユニット型	清潔を維持し快適な生活を営めるよう入浴の機会を提供、やむを得ない場合は清拭をもって代えることも可	
特別養護老人ホームにおける排せつ介助		
心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う		排せつ介助の際は、特に異性からみられないよう配慮する旨を追加する
養護老人ホームにおけるプザー 規定なし		居室への設置を義務付ける